

北秋田市告示第 122 号

北秋田市防災ラジオ貸与事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 8 月 21 日

北秋田市長 津 谷 永 光

北秋田市防災ラジオ貸与事業実施要綱の一部を改正する告示

北秋田市防災ラジオ貸与事業実施要綱（平成 30 年北秋田市告示第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

2 市に返還された防災ラジオのうち再利用可能なもの（以下「中古ラジオ」という。）があり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者が中古ラジオの貸与を希望する場合は、当該中古ラジオを 2 台目として無償貸与することができる。

（1） 75 歳以上の者のみで構成される世帯であって、世帯員に北秋田市個別避難計画に関する要綱（令和 4 年北秋田市告示第 154 号）に基づき個別避難計画を作成された要支援者がいる世帯の世帯主

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が特に認める者

附 則

この告示は、令和 8 年 8 月 21 日から施行する。

北秋田市防災ラジオ貸与事業実施要綱 新旧対照表

新	旧	備考欄
(貸与台数) 第4条 (略) <u>2 市に返還された防災ラジオのうち再利用可能なもの</u> <u>(以下「中古ラジオ」という。)</u> <u>があり、かつ、次の各</u> <u>号のいずれかに該当する者が中古ラジオの貸与を希望</u> <u>する場合は、当該中古ラジオを2台目として無償貸与</u> <u>することができる。</u> <u>(1) 75歳以上の者のみで構成される世帯であって、</u> <u>世帯員に北秋田市個別避難計画に関する要綱（令和</u> <u>4年北秋田市告示第154号）に基づき個別避難計画</u> <u>を作成された要支援者がいる世帯の世帯主</u> <u>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に認める者</u>	(貸与台数) 第4条 (同左)	(新設)